

## 川西市芸術文化振興事業補助金募集要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市民が芸術文化活動を通じて生きがいを持ち、健康で充実した生活を送れるよう、芸術文化振興事業を実施する団体を公募し、各種団体等が有する先駆性、専門性、柔軟性等を活かし、社会的課題や身近な地域課題に対して、効果的又は効率的な解決を図ることを目的とする。

### (応募団体の要件)

第2条 川西市芸術文化振興事業補助金に応募することができる者は、次に掲げる全ての要件を満たす団体とする。

- (1) 市内で活動実績があり、5人以上の構成員で組織していること。
- (2) 構成員の過半数以上が市内在住であること。
- (3) 組織の運営に関する定款、規約、会則等の定めを有すること。
- (4) 適正な会計処理が行われていること。

2 川西市芸術文化振興事業補助金への応募は、1年度につき、1団体あたり、1回までしか行うことができない。ただし、鑑賞機会提供事業の場合は、1年度につき、1団体あたり、2回まで行うことができる。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助金に応募することができない。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)の統制下にある団体
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)の規定による処分を受けている団体又は当該団体若しくはその役職員若しくは構成員の統制下にある団体
- (3) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
- (4) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
- (5) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にあたる者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体

- (6) 市内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、大学に属する課外活動団体  
（募集及び周知方法）

第3条 公募は、市長が申込期間を定めて行う。

- 2 前項の申込期間は、1月以上設けるものとする。  
3 第1項の公募に係る周知方法は、市の広報誌及びホームページへの掲載その他市長が  
適当と認める方法とする。

（応募方法）

第4条 前条の公募に応募しようとする団体（以下「提案団体」という。）は、自らが提案する事業（以下「提案事業」という。）について記載した川西市芸術文化振興事業提案書（様式第1号）を、次に掲げる書類を添えて、前条第1項の申込期間内に提出するものとする。

- (1) 団体の定款、規約、会則その他これらに類するもの
- (2) 役員名簿
- (3) 団体の収支予算・決算資料
- (4) 団体の活動状況を確認できる資料
- (5) 提案事業の概要書（様式第2号）
- (6) 事業計画書（様式第3号）
- (7) 事業の収支予算書（様式第4号）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、その他市長が必要と認める書類

2 前項の提案事業は次の各号いずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 市民全体の芸術文化の振興に係る活動
- (2) 音楽や芸術の魅力に触れる機会を創出するために、管弦楽や吹奏楽団体等と連携し、市内ホールを活用して行う鑑賞機会提供事業に係る活動

（補正及び却下）

第5条 市長は、前条の規定により提出のあった川西市芸術文化振興事業提案書の内容に不備があった場合は、提案団体に対して期限を定めて補正を求めるものとする。

- 2 市長は、提案事業の内容が補助金の目的に合致しない場合、提案事業が前条第2項各号のいずれにも該当しないことが判明した場合又は期限までに前項の補正がなされない場合においては、当該提案団体に対して芸術文化振興事業補助金却下通知書（様式第5号）を交付することによりその応募を却下するものとする。

( 審査及び評価 )

第 6 条 市長は、提案事業の採択の可否に係る選考について、川西市付属機関に関する条例(昭和 52 年川西市条例第 3 号)の規程に基づく川西市芸術文化振興事業補助金交付審査委員会(以下、審査委員会)に諮問する。

2 審査委員会は、応募のあった提案団体に係る提案事業について審査を実施し、団体適格性、活動実績、事業の公益性、その他審査委員会が必要と認める事項の観点から事業採択の適否について評価を行い、その評価結果を市長に報告するものとする。

3 審査の基準等は別表に掲げるものとする。

4 審査委員会の審査は、原則として書面審査により行う。ただし、提案事業に不明な点がある場合は、提案団体に対して、事業計画の詳細、実現可能性その他必要な事項について口頭での聴取を行いこれを確認するものとする。

5 審査委員会による審査は、非公開とする。

( 事業採択の可否決定 )

第 7 条 市長は、前条第 2 項の規定に基づく審査委員会からの審査結果の報告を参考にした上で、提案事業の選考を行い、その採択の可否について決定するものとする。

2 前項の規定により提案事業の採択を決定したときは、採択通知書(様式第 6 号)により提案団体に対し通知するものとする。

3 第 1 項の規定により提案事業の不採択を決定したときは、不採択通知書(様式第 7 号)により、提案団体に対し通知するものとする。

( 補則 )

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 7 年 1 1 月 1 日から施行する。

別表（第6条関係）

【審査方法】

ア	提案団体からの応募書類を基に審査を行う。
イ	審査票により評価を行う。
ウ	各委員の審査により事業採択の可否及び優先順位を決定する。 （優先順位の決定は、各委員審査点の合計点が高い事業で上位とする。 同点の場合は、審査項目のうち『事業の公益性』の審査点合計が高いもので決定する。 これも同点の場合は、委員の多数決により順位を決定し、同数の場合は委員長が決定する。）
エ	補助金申請内容に不明な点がある場合は提案団体に対しては、口頭によりヒアリングを行う。

【審査項目】

	審査項目	評価の視点	配点
1	団体適格性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構成5人以上でうち過半数は市民</li> <li>・規則・会則等があるか</li> <li>・適切な会計処理が行われているか</li> </ul>	条件を満たしているかを判断 (配点無し)
2	活動実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体の活動実績</li> </ul>	10
3	事業の公益性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民に有益な事業か</li> <li>・市民が広く参加できるか</li> </ul>	90

【審査基準】

A	評価できる	各評価項目について、A、B、C、Dの4段階で行う。 各評価の得点率は以下の通り。 得点率：A=100%、B=70%、C=40%、D=0% 3項目合計100点満点で採点し、審査点の総合計が6割未満の場合は不採択とする。
B	やや評価できる	
C	あまり評価できない	
D	評価できない	